

川島小学校いじめ防止基本方針

筑西市立川島小学校

1 目 的

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

〈いじめ防止対策推進法第2条より抜粋〉

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本理念

〈いじめ防止対策推進法第3条より抜粋〉

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 未然防止のための取組

- (1) いじめが起きにくい学校、学級づくり（心の居場所となる学校、学級）に努める。
 - ① 友達と協力する活動の積み重ねを通して、いじめを許さない、いじめに負けない学級の雰囲気醸成する。
- (2) 行事を含む全ての教育活動の中で、互いの違いを認め合いながら、児童が安心して協力したり助け合ったりする活動を積み重ねる場をつくることで、児童の自己肯定感、自己有用感を育てていく。
 - ① いじめをなくそう集会の実施
 - ② 異年齢の児童の協力が必要とされるような交流活動の実施
- (3) 授業や特別活動、特別活動の中で、よりよい人間関係を築く力と問題解決力の育成を図る。
- (4) 児童が、いじめの問題について考えたり、議論したりすることにより、自分事として考えることができる道徳教育の充実を図る。
- (5) インターネットを使ったいじめに対する対策の推進を図る。
 - ① 情報モラル教育の実施
 - ② タブレットやスマートフォンの使い方のルールの確認
- (6) 川島あいさつボランティアなどのボランティア活動や無言清掃の推進を図る。
- (7) いじめに関する校内研修の充実を図る。

5 早期発見対応のための取組

- (1) いじめ早期発見のための措置
 - ① 定期的な生活アンケート調査（2か月に1度、各学級、卒業時まで保存）
 - ② 生徒指導部員会での情報交換
 - ③ 生徒指導記録ノートを活用と組織的対応の強化
 - ・ 随時記入し、毎週末に管理職が検閲し、情報の共有を図る。
 - ・ ノートを次年度に引き継ぎ、継続的な指導に生かす。
- (2) 相談体制の強化
 - ① 定期相談（学期1回）
 - ② 教育相談（適宜）
 - ③ 相談窓口の設置と周知（オンライン相談窓口、相談機関等の案内の周知）
- (3) いじめへの対応に係る教職員の資質向上
 - ① 川島小学校いじめ防止基本方針を基に、全職員で共通理解を図る。
 - ② 定期的に川島小学校いじめ防止基本方針の見直しをする。（年1回）

6 関係機関との連携

教頭、生徒指導主事を核として、計画的かつ適宜関係諸機関と連携する。

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・市教育委員会
- ・市母子保健課
- ・教育支援センター
- ・筑西児童相談所
- ・筑西警察署生活安全課
- ・主任児童員
- ・青少年相談員連絡協議会

7 いじめ防止等対策委員会の設置

(1) いじめ防止等対策委員会

- ① 本委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、豊かな心コーディネーター、養護教諭、学年主任、該当学級担任で構成する。
- ② 本委員会は、月1回定期的に開催すると共に、必要に応じて適宜開催する。

(2) いじめ防止連絡協議会

- ① 本協議会は、学校（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、豊かな心コーディネーター、養護教諭）、PTA会長、主任児童委員等で構成する。
- ② 本委員会は、必要に応じて適宜開催する。

8 重大事態対応のための取組

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（H29.3）及び「いじめの重大事態対応マニュアル」（H31.1）の手順を踏まえ、迅速に以下の対応を図る。

- ・いじめにより児童等の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法28条第1項第1号）
（自殺の企画、身体への重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性疾患の発症等）
 - ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同第2号）
（年間30日を目安とする。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する。）
- ※被害児童の保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときを含む。

「いじめの重大事態対応マニュアル（平成31年1月 茨城県教育委員会）」に則り、速やかにかつ適切に対処する。また、重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

(1) 重大事態の調査と報告

- ① いじめを背景とした重大事態については、学校は以下のことを詳細にかつ速やかに調査し、「いじめ重大事態報告書」にて市教育委員会に報告する。
 - ・いじめが行われた期間
 - ・加害児童と被害者の氏名
 - ・いじめの態様
 - ・いじめを生んだ背景事情
 - ・児童生徒の人間関係
 - ・学校や教職員の対応等
- ② 報告後、市教育委員会からの指導を受け、適切に対処する。

(2) 学校主体の調査について

- ① 事実関係を明確にするための調査（質問票、聞き取り調査）を実施する。
- ② いじめ防止連絡協議会を開催する。
- ③ いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- ④ 市教育委員会へ報告する。
- ⑤ いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携する。
いじめにより、生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、ただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ⑥ 懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- ⑦ 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- ⑧ いじめ防止連絡協議会の継続事案とし、見守り体制を構築する。

9 川島小学校いじめ防止基本方針及びいじめ防止連絡協議会の見直し

いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び連絡協議会の組織・運営等については毎年見直しを図る。

令和5年8月 一部改正

令和6年3月 一部改正